

年金の種類と受給要件

老 齢 厚 生 年 金

次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

◎特別支給の老齢厚生年金（65歳未満）

- ◆ 支給開始年齢以上であること
- ◆ 1年以上の被保険者期間を有すること
- ◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上であること

◎老齢厚生年金（65歳以上）

- ◆ 65歳以上であること
- ◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上であること

なお、厚生年金に加入し報酬を受け取っている老齢厚生年金受給権者は、報酬と年金の合計額が一定の基準を超えると、段階的に年金の支給が停止されます。

老 齢 基 礎 年 金

共済年金や国民年金、厚生年金に加入した期間が通算して10年以上である者が65歳に達したときに支給されます。

- ◎年金額 40年間保険料を納付した場合 781,700円（令和2年度の額）
（保険料納付の不足期間がある場合は、その期間に応じて減額されます。）

障 害 厚 生 年 金

次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

- ◆ 初診日が被保険者期間中にあること
- ◆ 障害認定日（初診日から1年6か月経過した日）に障害等級の1～3級の状態にあること
- ◆ 保険料納付要件あり（請求時は共済組合に確認）

なお、初診日が被保険者期間中にあり、障害認定日に3級以上の障害状態になかった者が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により3級以上の障害状態になり、かつ本人からの請求があった場合にも支給されます（事後重症）。

◎障害手当金（一時金）

初診日が被保険者期間中にあり、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間にその傷病が治った日において、一定の障害の状態にある場合に支給されます。

障 害 基 礎 年 金

次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

- ◆ 初診日が被保険者期間中にあること
- ◆ 障害認定日（初診日から1年6か月経過した日）に障害等級の1～2級の状態にあること
- ◆ 保険料納付要件あり（請求時は共済組合に確認）

なお、初診日が被保険者期間中にあり、障害認定日に2級以上の障害状態になかった者が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により2級以上の障害状態になり、かつ本人からの請求があった場合にも支給されます（事後重症）。

◎年金額（令和2年度の額）

1級…781,700円×1.25+子^(注)の加算 2級…781,700円+子^(注)の加算

子の加算	◆第1子・第2子	各224,900円
	◆第3子以降	各75,000円

(注) 子とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障害等級の1級又は2級の障害状態にある子は20歳未満）で、婚姻していない者に限る。

遺 族 厚 生 年 金

次のいずれかに該当したときに、その者の遺族に支給されます。

- ◆ 被保険者が死亡したとき※
 - ◆ 被保険者であった者が、被保険者期間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき※
 - ◆ 障害厚生（共済）年金（1級又は2級）の受給権者が死亡したとき※
 - ◆ 老齢厚生（退職共済）年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき
- 「※印」は保険料納付要件あり（請求時は共済組合に確認）

◎遺族の範囲および順位

① 配偶者^(注1)及び子^(注2) ② 父母^(注1) ③ 孫^(注2) ④ 祖父母^(注1)の順で、被保険者（又は被保険者であった者）の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた者

(注1) 夫、父母、祖父母は55歳以上の者

(注2) 子及び孫については、次のいずれかに該当している者に限られる。

- ・18歳に達する日の属する年度末までの間にあること。
- ・配偶者がいないこと。
- ・被保険者（又は被保険者であった者）の死亡当時から引き続き障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満であること。

◎参考

遺族厚生年金の額は、概ね老齢厚生年金の4分の3に相当する額です。

遺族基礎年金

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給権者などが死亡したとき、その遺族に支給されます。

なお、支給には保険料納付要件があります。請求する時に、共済組合に確認してください。

◎遺族の範囲

死亡の当時、被保険者に生計を維持されていた次の者

- ① 子^(注)のある配偶者 ② 子^(注)

(注) 子とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障害等級の1級又は2級の障害状態にある子は20歳未満）で、婚姻していない者に限る。

◎年金額 781,700円（令和2年度の額）＋子の加算

子の加算	◆第1子・第2子	各224,900円
	◆第3子以降	各75,000円

支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和24年4月2日～ 昭和25年10月1日	60歳
昭和25年10月2日～ 昭和28年4月1日	60歳
昭和28年4月2日～ 昭和29年10月1日	61歳
昭和29年10月2日～ 昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日～	65歳



年金の繰上げ支給（65歳未満の方）

60歳以降、支給開始年齢になる前から年金を請求できる制度です。ただし、繰上げ支給には制約がありますので注意が必要です。

- ◆ 支給される年金の額は、繰上げする期間1か月につき0.5%減額され、この減額率は生涯続きます。
- ◆ 老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。

(例) 特別支給の老齢厚生年金 2年(24か月)繰上げ $0.5 \times 24 =$ **減額率 12%**
 老齢基礎年金 5年(60か月)繰上げ $0.5 \times 60 =$ **減額率 30%**

- ◆ 繰上げ決定後の取消・変更はできません。
- ◆ 繰上げ支給をすると、事後重症による障害厚生年金(障害共済年金)の請求及び特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)に係る障害者特例請求はできません。

年金の繰下げ支給（65歳以上の方）

65歳から支給される老齢厚生年金と老齢基礎年金は、支給開始を66～70歳に遅らせると繰下げする期間1か月ごとに0.7%増額されます。